

モザンピーク輸入制限対象品目（2025年12月29日公布）

表 輸入制限対象品目

	品目	HSコード	備考
1	家禽の生鮮、冷蔵または冷蔵した食用の肉および内臓	02.07	国内生産品の供給が可能。輸入は供給ニーズを補完するためのみに限定される。
2	コメ	10.06	国内生産品の供給が可能。輸入は供給ニーズを補完するためのみに限定される。
3	サトウキビ、テンサイ由来および科学的に純粋なショ糖	17.01	国内生産品の供給が可能。輸入は供給ニーズを補完するためのみに限定される。
4	小売り用の梱包がされていない、精製済み食用パーム油	1511.90.00	国内生産品の供給が可能。輸入は供給ニーズを補完するためのみに限定される。
5	ボトル入り飲料水（ミネラルウォーター、炭酸水、砂糖またはその他の甘味料、香料を添加したものと含む）	2202.10.00	国内生産品の供給が可能。輸入は供給ニーズを補完するためのみに限定される。
6	加熱調理、詰め物、その他の加工をしていない食用パスタ類	19.02	国内生産品の供給が可能。輸入は供給ニーズを補完するためのみに限定される。
7	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水	25.01	国内生産品の供給が可能。輸入は供給ニーズを補完するためのみに限定される。
8	ポートランドセメント	25.23	国内産業により内需を満たす生産量を持つ。
9	陶磁製の建築や舗装に用いられるれんが、瓦	69.04 69.07 69.08	新興産業であり、国内生産品の供給が可能。輸入は供給ニーズを補完するためのみに限定される。
10	とうもろこし粉	1102.20	国内生産品の供給が可能。輸入は供給ニーズを補完するためのみに限定される。
11	アルコール飲料（ビール）	22.03 22.04 22.08	国内生産品の供給が可能。輸入は特別な供給ニーズを満たすためのみに限定される。
12	木製、金属製の家具	94.03 94.04	不要な輸入を削減し、国内産業を奨励する。
13	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品（教育用など紙が必要の用途は輸入制限の対象外）	48	国内生産品の供給が可能。輸入は特別な製品のみ。
14	非アルコール飲料および清涼飲料	20.09 22.02	国内生産品の供給により内需を満たすことが可能。輸入は特定の製品のみ。
15	小麦粉	10.01	外貨割当てを許可または優先するために輸入許可の対象となる。
16	とうもろこし	10.05	外貨割当てを許可または優先するために輸入許可の対象となる。

(出所) 2025年12月29日付政令第51/2025号および日本国税関「輸出統計品目表」をもとにジェトロ作成